

18歳未満で試験に合格された方へ

18歳未満で普通・準中型免許試験に合格しても18歳にならない場合は運転免許証の交付を受けることができません（運転免許証の交付を受けるまでは自動車の運転はできません。）。以下は18歳になってからの説明になります。

1 三重県内での交付手続きについて（交付時も三重県内に居住している方が対象）

- 運転免許証の交付を受けることができる期間（交付可能期間）があります。

18歳の誕生日以降で、「免許試験の合格日から1年間」

※ 免許試験に合格した日から1年を過ぎた場合は、自動車学校の卒業や学科試験の合格など、全て無効となります。

(1) 警察署での交付について（受付から免許証の交付までは約3週間かかります。）

- 受付日時
月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。）
午後1時から午後2時までの間
- 受付場所
住所地を管轄する警察署（尾鷲、熊野、紀宝警察署）の免許窓口
- 持ち物
仮運転免許証、身分証明書、運転免許証とマイナ免許証（既に原付免許等を取得して交付されている場合）、交付手数料（3通りの免許の持ち方から、いずれかを選択してください）。
 - ・ 運転免許証のみ 2,350円
 - ・ マイナ免許証のみ 1,550円
 - ・ 2枚持ち（運転免許証＋マイナ免許証） 2,450円
- ◎ 警察署で運転免許証の交付を申し込んでから、約3週間後に、もう一度、警察署に運転免許証を受け取りにきていただく必要があります。

(2) 運転免許センターでの交付について（即日交付）

- 受付日時
月曜日～金曜日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。）
午後1時から午後1時30分までの間
- 受付場所
三重県運転免許センター 西ウイング1階㊤窓口
- 持ち物
上記と同じ

2 手続上の注意事項

- 手続当日に運転免許証用の写真撮影を行います。
- 手数料は現金のみの取扱いとなります（ATMはありません）。
- マイナ免許証を希望する場合は、必ずマイナンバーカード（実物）が必要となります。
- マイナンバーカードの有効期限が切れている場合は、マイナ免許証は選択できません。
- マイナ免許証の各種サービス（マイナポータル連携等）の利用開始手続きに署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁の英数字）が必要となります。（分からない場合は市役所、町役場で再設定ができます。マイナンバーカードが15歳未満の時に交付されている場合は、署名用電子証明書が設定されていない場合がありますのでご注意ください。）

《お問い合わせ先》 三重県運転免許センター 電話059-229-1212

三重県外へ転出する方へ

引っ越しするなどして三重県外に住民登録している場合は、三重県運転免許センターで運転免許証の交付を受けることはできません。住民登録した住所地を管轄する公安委員会(運転免許センター等)で運転免許を申請し、免許証の交付を受けることになります。

申請時に、指定自動車教習所で発行された「卒業証明書」及び三重県運転免許センターで交付する「運転免許試験成績証明書」を提出してください。技能試験と学科試験は免除されますが、適性試験(視力検査等)については改めて受験する必要があります。

1 「卒業証明書」について

免許申請に提出された「卒業証明書」は、返却することはできません。卒業された指定自動車教習所で「卒業証明書」の再発行を受けてください。

※「卒業証明書」の有効期間は卒業検定合格日から1年です。

(例：令和8年5月1日に合格した方は、令和9年4月30日まで有効)

2 「運転免許試験成績証明書」について

必要な方は、合格発表直後に職員に申し出て「運転免許試験成績証明書」の交付を受けてください。

※「運転免許試験成績証明書」の有効期間は試験合格日から6か月です。

(例：令和8年5月1日に合格した方は、令和8年10月31日まで有効)

合格翌日以降に「運転免許試験成績証明書」が必要となった場合の手続きは、次のとおりです。

○ 受付日時

月曜日～金曜日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。)

午後2時30分から午後4時までの間

○ 受付場所

三重県運転免許センター 東ウイング1階⑪番窓口

○ 持ち物

仮運転免許証、身分証明書、写真(6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、大きさ縦3cm×横2.4cmに限る。)

3 三重県外の公安委員会(運転免許センター等)での手続きについて

申請の受付時間、場所、持ち物(「卒業証明書」、「運転免許試験成績証明書」、手数料、身分証明書、その他)などについては、手続きする公安委員会へお問い合わせください。